

比布町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 比布町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度 (28年間経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	25.85人/ha (H27末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、比布町特定環境保全公共下水道事業の1処理区である。		
処 理 場 数	本町の下水処理は当初より、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水処理場での処理を採用しているため、本町の下水処理場数は0である。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町の下水処理は昭和54年度策定した全体計画より、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水処理場での処理を採用しているため、処理場施設の広域化は実施済みである。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道使用料体系は、下表に示すとおりである。 平成元年10月1日の供用開始に合わせて設定された下水道使用料は、維持管理費を全額負担を対象としており、現在まで改定されていない。					
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(1か月につき)		超過料金(1m ³ につき)			
	基本水量	料金	9~20m ³ まで	21~30m ³ まで	31~50m ³ まで	51m ³ 以上
	家事用	8m ³ まで 1,000円	130円	140円	150円	160円
家事用以外	8m ³ まで 1,000円	130円	160円	170円	180円	
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,560 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,796 円	
	平成26年度	2,560 円		平成26年度	2,785 円	
	平成27年度	2,560 円		平成27年度	2,786 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定所属職員:ポンプ部門)
事業運営組織	本町の下水道事業は、建設課上下水道係において運営されており、事業着手当初から簡易水道事業と組織統合された形で運営されている。 なお、整備段階では建設部門に最大2人の職員を配置していたが、現在は維持管理に関する業務が主となり1人が配置されている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では処理場や老朽化管渠を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 管路、マンホールポンプ所の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水処理場での処理を採用しているため、本町で下水処理場を有していないため、下水汚泥・発電等のエネルギー利用は見込まれない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業は、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水処理場での処理を採用しているため、本町で敷地を有する施設を保有していないため、未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町の下水道事業の経営状況は、整備が概ね完了しており、近年の投資額も少額であることから、起債償還額が減少傾向にあり、そのため収益的収支比率は、増加計画にあり、企業債残高対事業規模比率が減少傾向と、安定した経営状況に向かっている。
一方、経費回収率が100%となっているものの、有収率が70.08%と低いため、より一層の経費削減に努めるため、不明水対策等の適切な維持管理を実施して行く必要がある。

経営比較分析表

北海道 比布町	業務名	業種名	類似団地区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	法非適用	下水道事業	D2	3,924	86.90	45.16
	費算不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
	-	該当数値なし	70.08	2,550	0.97	2,628.87
				1か月20m ³ 当たり管理料金 (円)		
				2,560		

グラフ凡例
 ■ 当該団体値 (当該値)
 - 類似団体平均値 (平均値)
 [] 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	48.51	47.25	95.39	94.82	94.81
平均値	66.56				

【単年度の収支】

②累積欠損金比率 (%)

該当数値なし

【累積欠損】

③流動比率 (%)

該当数値なし

【支払能力】

④企業債残高対事業債比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	312.68	1,228.35	188.43	220.61	156.12
平均値	1,436.00				

【債務残高】

2. 老朽化の状況

⑤経費回収率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	29.49	38.30	99.98	100.00	100.00
平均値	66.56				

【料金水準の適切性】

⑥汚水処理原価 (円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	473.71	366.55	139.48	139.79	139.24
平均値	244.29				

【費用の効率性】

⑦施設利用率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	-	-	-	-	-
平均値	62.48				

【施設の効率性】

⑧水洗化率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	97.37	97.35	97.27	97.88	98.16
平均値	82.35				

【使用料対象の補正】

⑨営業改善率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.04				

【管理の更新投資・老朽化対策の実施状況】

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 収益的収支比率は記帳管理のピークが過ぎたことにより増加しているが、単年度収支は依然赤字である。企業債残高対事業債比率は地方債残高の減少により改善しているが、平均値を大きく下回っているため、今後も事業債残高に合わせた適正な起債を心がける必要がある。経費回収率は100%となっており、汚水処理費用は全額料金により賄えているが、単年度収支が赤字となっていることから汚水処理費用以外の費用について、今後も健全経営に向けた取り組みが必要である。

2. 老朽化の状況について
 下水道事業開始から約30年経過しているが、検査の結果による修理時では大きな管理更新などはない。しかし今後老朽化により必要となってくるため、財源の確保や適切な工法の選定など、計画的な管理更新をすすめていく必要がある。

全体総括
 おおむね健全経営といえるが、一般会計からの繰入金への依存も高く、将来を見越した財源確保や汚水処理原価抑制のための不透明対策など、さらなる健全経営に向けて施設の運営方法や料金体系について検討する必要がある。

※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業債比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

「第11次比布町まちづくり計画」(2014年～2018年)においては、“安心・安全に暮らせるまち”をスローガンに、便利で住みよい居住環境を提供するために以下の基本方針を設定している。

- ・快適な住環境の創造を図るため、簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を推進します。
- 併せて、未加入者に水道・下水道事業への理解を求め、円滑な施設の管理運営のため、加入促進を図ります。
- ・「旭川広域圏下水道施行事業」を関係市町と協力し推進します。
- ・企業会計方式の導入の検討や長寿命化計画の策定を行い、上下水道施設の効率的な改築更新、維持管理を行います。

以上より、経営戦略における基本方針は、以下のとおり設定する。

- ①効率的な改築更新を実施するとし、将来の改築事業量を設定する。
- ②維持管理実績や民間活用等を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ③経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおりに

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成27年度の下水道普及率は、63.6%となっており、計画最終年度の平成38年度には約70.7%になる見込みである。投資については、以下のとおり考える。

- ・設計委託費は、定期的な見直しを行う事業計画の変更及び、ストックマネジメント計画の策定を見込み、平成29～38年度の10年間では約25百万円を予定する。
- ・管路施設は、概ね整備が完了していることから、平成30年度以降は年間約5百万円を予定する。平成29～38年度の10年間では約61百万円を予定する。
- ・処理場施設(建設負担金)は、旭川市の処理場建設に合わせて支出する項目であり、旭川市にヒアリングの結果、年間約1～4百万円の投資を予定している。平成29～38年度の10年間では約23百万円を予定している。

② 収支計画のうち財源についての説明

財源については、以下のとおり考える。

- ・料金収入については、現行の料金体系で算定し、年間約24～25百万円を見込む。平成29～38年度の10年間では約247百万円を予定する。
- ・国庫補助金については、将来についても現行の社会資本整備総合交付金と同様の支援があるものと考え、年間約2～7百万円を見込む。平成29～38年度の10年間では約31百万円を見込む。
- ・一般会計繰入金は、基準内、基準外合わせて年間約12～51百万円を見込む。平成29～38年度の10年間では約251百万円となり、年々減少傾向を示す。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のとおり設定した。

[維持管理費]

- ・管路施設の維持管理費については、実績から設定した。(年間 約7百万円)
- ・ポンプ場施設の維持管理費については、動力費(電気料金)を年2%の上昇を見込み、その他は実績から設定した。(年間 約5百万円)
- ・処理場維持管理費については、処理水量に対する維持管理負担金を想定して見込んだ。(年間 約15百万円)

[起債償還額]

- ・起債償還費については、新たに借り入れる分については利率1.5%で算出した。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収入	1 総収入	86,046	82,551	77,352	69,171	60,994	54,057	47,165	44,247	40,721	37,899	37,204	35,040	32,922
	(1) 営業収入	25,820	25,686	25,704	25,547	25,380	25,214	25,026	24,870	24,682	24,484	24,276	24,057	23,859
	了料金収入	25,820	25,686	25,704	25,547	25,380	25,214	25,026	24,870	24,682	24,484	24,276	24,057	23,859
	イ受託工事収入													
	ウその他													
	(2) 営業外収入	60,226	56,865	51,658	43,624	35,614	28,843	22,139	19,377	16,039	13,415	12,928	10,983	9,063
	了他会計繰入金	60,226	56,865	51,658	43,624	35,614	28,843	22,139	19,377	16,039	13,415	12,928	10,983	9,063
イその他														
収益的支出	2 総費用(D)	38,861	38,152	36,076	34,905	33,197	31,801	30,799	30,163	29,645	29,321	29,078	28,861	28,703
	(1) 営業費用	25,617	27,414	27,693	28,528	28,443	28,359	28,262	28,185	28,088	27,986	27,877	27,762	27,662
	了職員給与	2,997	5,655	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660
	了退職手当													
	イその他	22,620	21,759	22,033	22,868	22,783	22,699	22,602	22,525	22,428	22,326	22,217	22,102	22,002
	(2) 営業外費用	13,244	10,738	8,383	6,377	4,754	3,442	2,537	1,978	1,978	1,557	1,335	1,201	1,099
	了支払利息	13,244	10,738	8,383	6,377	4,754	3,442	2,537	1,978	1,978	1,557	1,335	1,201	1,099
了一時借入金利息														
イその他														
資本的収入	3 収支差引(A)-(D)-(E)	47,185	44,399	41,286	34,266	27,797	22,256	16,366	14,084	11,076	8,578	8,126	6,179	4,219
	1 資本的収入	17,759	23,493	22,461	24,224	12,477	17,346	16,029	9,852	8,946	7,102	7,727	13,496	7,493
	(1) 地方債	1,700	1,600	8,300	9,500	4,300	7,900	7,400	4,300	4,300	2,900	3,500	6,700	3,200
	了資本費平準化													
	(2) 他会計補助金	12,178	15,390	7,811	7,374	6,327	5,096	4,279	3,702	2,896	2,352	2,377	2,446	2,443
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
資本的支出	(5) 国(都道府県)補助金	3,397	5,778	6,350	7,350	1,850	4,350	4,350	1,850	1,850	1,850	1,850	4,350	1,850
	(6) 工事負担金	484	725											
	(7) その他													
	2 資本的支出	65,990	65,831	63,747	58,490	40,274	39,602	32,395	23,936	20,022	15,680	15,853	19,675	11,712
	(1) 建設改良費	13,904	16,106	17,052	19,283	8,565	14,623	14,135	8,553	8,407	7,102	7,727	13,496	7,493
	了職員給与	1,244	1,787	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	(2) 地方債償還金(H)	52,086	49,725	46,695	39,207	31,709	24,979	18,260	15,383	11,615	8,578	8,126	6,179	4,219
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引(F)-(G)	(I)	△ 48,231	△ 42,338	△ 41,286	△ 34,266	△ 27,797	△ 22,256	△ 16,366	△ 14,084	△ 11,076	△ 8,578	△ 8,126	△ 6,179	△ 4,219

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)															
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度		
収支再差引	(E)+(I)	△ 1,046	2,061														
積立金	(K)																
前年度からの繰越金	(L)	2,593	1,546		3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	
前年度繰上充用金	(M)																
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,547	3,607		3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																
実質収支黒字	(P)	1,547	3,607		3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	
(N)-(O) 赤字	(Q)																
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$																
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	95	94	94	93	93	94	95	96	97	99	100	100	100	100	100	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)																
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	25,820	25,686	25,686	25,704	25,547	25,380	25,214	25,026	24,870	24,682	24,484	24,276	24,057	23,859		
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$																
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)																
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)																
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$																
他会計借入金残高	(W)																
地方債残高	(X)	272,045	223,921	223,921	186,226	163,019	136,310	116,331	103,071	92,688	86,073	82,495	79,369	78,190	78,971		
○他会計繰入金	(Y)																
区分	年度	(単位:千円)															
収益的収支分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度			
	60,226	56,865	56,865	51,658	43,624	35,614	28,843	22,139	19,377	16,039	13,415	12,928	10,983	9,063			
資本的収支分	うち基準内繰入金	60,226	56,865	56,865	43,624	35,614	28,843	22,139	19,377	16,039	13,415	12,928	10,983	9,063			
	うち基準外繰入金																
合計	前々年度	前年度	前年度 (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度			
	72,404	72,255	72,255	59,469	50,998	41,941	33,939	26,418	23,079	18,935	15,767	15,305	13,429	11,506			

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の下水道事業は、事業当初から1市5町の広域下水道事業を実施している。今後は、適切な時期に近隣市町村との維持管理業務や事務処理業務の共同化の検討や、汚水処理構想の見直しを行うものとする。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本町の下水道事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道事業の整備は、概ね完了しており、今後は管渠施設の改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の下水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本町の下水道事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	本町の下水道事業は、処理場を有していないため、薬品費は発生しない。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	定期的な点検が必要なポンプ施設について、維持管理の委託を実施している。計画期間に発生する見込みはないが、今後は管路施設の点検・調査が必要となってくる見込みである。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成34年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	---